

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年1月15日(2015.1.15)

【公表番号】特表2014-505608(P2014-505608A)

【公表日】平成26年3月6日(2014.3.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-012

【出願番号】特願2013-548747(P2013-548747)

【国際特許分類】

B 29 B 9/06 (2006.01)

【F I】

B 29 B 9/06

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月17日(2014.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

熱可塑性プラスチック材料のための造粒装置の穴あきプレート(1)であって、ノズル開口部(2)を有し、前記穴あきプレート(1)の少なくとも1つの側面が、少なくとも1つの領域において機能層(3)を有する穴あきプレートにおいて、

前記機能層(3)が、前記穴あきプレートの基材と比べて断熱性が高く、前記穴あきプレートの前記基材と比べて耐摩耗性が高く、かつエナメルのコーティングで構成されていることを特徴とする、穴あきプレート(1)。

【請求項2】

請求項1に記載の穴あきプレートであって、前記エナメルの機能層(3)が、5.0mmから10.0mmまでの範囲内にある層の厚さ(d)を有することを特徴とする、穴あきプレート。

【請求項3】

請求項1または2に記載の穴あきプレートであって、前記エナメルの機能層(3)が微小孔を有するものであることを特徴とする、穴あきプレート。

【請求項4】

請求項1から3までのいずれか1項に記載の穴あきプレートであって、前記エナメルの機能層(3)は、前記穴あきプレートの、前記熱可塑性プラスチック材料が前記ノズル開口部(2)を通って現れる表面上に配置されることを特徴とする、穴あきプレート。

【請求項5】

前記エナメルの被覆層(3)が、前記穴あきプレートの当該表面の全面上に配置されることを特徴とする、請求項4に記載の穴あきプレート。

【請求項6】

請求項1から5までのいずれか1項に記載の穴あきプレートであって、前記エナメルの機能層(3)が、多層化された形態で構築されていることを特徴とする、穴あきプレート。

。

【請求項7】

前記エナメルの機能層(3)が、異なる組成を有するエナメル材料から多層化された形態で構築されていることを特徴とする、請求項6に記載の穴あきプレート。

【請求項8】

請求項 1 から 7までのいずれか 1 項に記載の穴あきプレートであって、前記ノズル開口部(2)の各々が、前記エナメルの機能層(3)を同様に貫通する毛細管(4)によって被覆されていることを特徴とする、穴あきプレート。

【請求項 9】

請求項 1 から 8までのいずれか 1 項に記載の穴あきプレートであって、前記エナメルの機能層(3)が、500 HVから700 HVまでの範囲内の硬度を有することを特徴とする、穴あきプレート。

【請求項 10】

600 HVの硬度を有することを特徴とする、請求項 9 に記載の穴あきプレート。

【請求項 11】

請求項 1 から 10までのいずれか 1 項に記載の穴あきプレートであって、前記エナメルの機能層(3)が、1 W / m Kから2 W / m Kまでの範囲内の熱伝導係数を有することを特徴とする、穴あきプレート。

【請求項 12】

請求項 1 から 11までのいずれか 1 項に記載の穴あきプレートであって、前記エナメルの機能層(3)が、前記穴あきプレートの純粋な基材の熱膨張係数と一致する熱膨張係数、または少なくともそこからのずれが±10%の範囲内でしかない熱膨張係数を有することを特徴とする、穴あきプレート。

【請求項 13】

請求項 1 から 12までのいずれか 1 項に記載の穴あきプレートであって、前記穴あきプレートの前記基材は、金属または金属合金であることを特徴とする、穴あきプレート。

【請求項 14】

前記穴あきプレートの前記基材が、スチールまたはスチール合金であることを特徴とする、請求項 13 に記載の穴あきプレート。